

国立研究開発法人森林研究・整備機構職員給与規程

平成 13 年 4 月 1 日

13 森林総研第 31 号

最終改正 令和 7 年 5 月 15 日（7 森林機構第 227 号）

（目的）

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人森林研究・整備機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 80 条の規定に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）の職員（同規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の給与）

第 2 条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、極地観測等手当、特地勤務手当（第 20 条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当とする。

（給与の支給）

第 3 条 職員の給与は、法令等に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

（俸給）

第 4 条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定される。

第 5 条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、俸給の月額及び各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。ただし、職員就業規則第 75 条第 1 項の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給の月額は、それぞれ当該俸給表に定める俸給の月額に、同規則第 46 条第 1 項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文で規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

- 一 一般職員俸給表（別表第1）
 - 二 技術専門職員俸給表（別表第2）
 - 三 研究職員俸給表（別表第3）
 - 四 任期付研究員（一）俸給表（別表第4）
 - 五 任期付研究員（二）俸給表（別表第5）
 - 六 特定任期付職員俸給表（別表第6）
 - 七 指定職員俸給表（別表第7）
- 2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、すべての職員に適用する。
- 3 職員（第1項第4号から第7号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「任期付研究員等」という。）を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

第6条 理事長は、前条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

- 2 職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。
- 3 新たに職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（任期付研究員等が前条第1項第1号から第3号までに掲げる俸給表の適用を受けることとなった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。
- 5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、当該職員の同日前における直近の人事評価（職員就業規則第87条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の結果及び当該人事評価の評価期間における勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、直近の人事評価の評価期間終了日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が懲戒処分（職員就業規則第91条の規定により懲戒に処することをいう。）を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者及び研究職員俸給表の適用を受けている職員でその職務の級が5級以上である者にあつては、3号俸）とすることを標準とし

て、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

- 7 55歳（技術専門職員俸給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である者及び研究職員俸給表の適用を受けている職員でその職務の級が5級以上である者を除く。）の第5項の規定による昇給は、同項前段に規定する評価期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 8 職員の昇給は、別表第3の研究職員俸給表備考2の適用を受ける職員を除き、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行わないものとする。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行うものとする。
- 10 職員就業規則令和5年附則第5項の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の俸給の月額は、その者に適用される俸給表の再雇用職員の欄に掲げる俸給の月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。
- 11 職員就業規則第16条第1項及び同規則令和5年附則第6項に規定する再雇用短時間勤務職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の俸給の月額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定による俸給の月額に算出率を乗じて得た額とする。

第7条 任期付研究員（一）俸給表の適用を受ける職員又は任期付研究員（二）俸給表の適用を受ける職員（以下「任期付研究員」という。）の号俸は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて理事長が別に定める基準に従い決定する。

第8条 特定任期付職員俸給表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて理事長が別に定める基準に従い決定する。

第9条 指定職員俸給表の適用を受ける職員（以下「指定職員」という。）の号俸は、その者の占める職に応じて理事長が別に決定する。

（俸給の支給）

第10条 俸給は、毎月16日（その日が職員就業規則第50条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い休日以外の日。以下「支給定日」という。）に、その月の月額の全額を支給する。

第11条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職（死亡による退職を除く。）をし、又は解雇にされたときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職をしたときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から休日及び職員就業規則第61条の規定による休日（以下「休日等」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（俸給の特別調整額）

第12条 理事長は、次の各号に掲げる職員に対して、その職務の特殊性に基づき、俸給の月額につき適正な俸給の特別調整額を支給する。

一 労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者として理事長が別に定める職を占める職員

二 研究管理部門において、科、課、室等の業務を総括する者又はこれに準ずる者として理事長が別に定める職を占める職員

三 研究又は業務の統括、調整、指導等を行う者又は高度の知識経験に基づき困難な研究又は業務を行う者として理事長が別に定める職を占める職員

2 前項第2号及び第3号に掲げる職員に支給する俸給の特別調整額には、あらかじめ支給する第23条第1項第1号アに掲げる勤務に対する超過勤務手当（職員就業規則第53条の規定による勤務を行う職員（以下「裁量勤務職員」という。）にあっては、第23条第3項の規定により支給する超過勤務手当）が含まれるものとする。

3 前項に規定する「含まれる超過勤務手当」の時間数は、理事長が別に定める。

（扶養手当）

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子
 - 二 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫
 - 三 満 6 0 歳以上の父母及び祖父母
 - 四 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある弟妹
 - 五 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 3, 0 0 0 円、扶養親族たる父母等については 1 人につき 6, 5 0 0 円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあっては、3, 5 0 0 円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 1 5 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5, 0 0 0 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（地域手当）

- 第 1 4 条 地域手当は、事務所（国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程（1 3 森林総研第 4 7 号）第 4 条第 1 項に規定する組織の事務所をいう。以下同じ。）のうち、その所在する地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮して、理事長が別に定める事務所（以下この条において「支給事務所」という。）に在勤する職員に支給する。
- 2 地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。
- 一 1 級地 1 0 0 分の 2 0
 - 二 2 級地 1 0 0 分の 1 6
 - 三 3 級地 1 0 0 分の 1 2
 - 四 4 級地 1 0 0 分の 8
 - 五 5 級地 1 0 0 分の 4
- 3 前項の地域手当の級地は、理事長が別に定める。
- 4 支給事務所に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又はこの職員の在勤する事務所が移転した場合（この職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた事務所に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定め

る場合に限る。)において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する事務所が地域手当を支給されない事務所であるとき、又は当該異動等の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合（理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（前項で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長が別に定める。

- 一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等後に前項で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）
 - 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - 三 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 5 国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。）から引き続き人事交流等により職員となった場合（この職員が当該採用の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該職員が採用の日の前日に人事院規則9-49（地域手当）第2条に規定する地域に所在する官署若しくは機関、同条に規定する官署又は同規則第4条に規定する空港の区域（同規則附則第2条の規定により地域手当を支給される地域又は官署を含む。以下「支給官署等」という。）に在勤していた者で、当該採用の直後に在勤する事務所が地域手当を支給されない事務所であるとき、又は当該採用の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「採用後の支給割合」という。）が当該採

用の日の前日に当該支給官署等に在勤するものとした場合に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び同規則の規定を適用して得られる支給割合（理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下「給与法による支給割合」という。）に達しないときは、前項の規定により地域手当を支給される職員との権衡を考慮して、当該職員には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該採用の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が採用後の支給割合（採用後の支給割合が当該採用後に改定された場合にあっては、当該改定後の採用後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該採用の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、前項ただし書の規定の適用を受ける職員の支給に準ずるものとする。

- 一 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 給与法による支給割合（支給割合が当該採用後に改定された場合にあっては、当該採用の日の前日の給与法による支給割合。次号及び第3号において「みなし特例支給割合」という。）
- 二 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） みなし特例支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 三 当該採用の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） みなし特例支給割合に100分の60を乗じて得た割合

（広域異動手当）

第15条 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養

手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者（採用の事情等を考慮して理事長が別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

（住居手当）

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員又はその他理事長が別に定める職員を除く。）

- 二 第18条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（理事長が別に定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で理事長が別に定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額

を増額して改定する場合について準用する。

（通勤手当）

第 17 条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第 3 項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。）
- 二 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（職員給与規程第 17 条の 2 第 1 項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して 1 箇月当たりの平均通勤所要回数が 10 回に満たない職員に限っては、その額から、その額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減じた額）
 - ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5 キロメートル未満である職員 2, 000 円
 - イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4, 200 円
 - ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7, 100 円
 - エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員

10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに職員となった者及び国家公務員等から引き続き人事交

流等により職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の支給定日に支給する。

6 通勤手当が支給される職員につき、退職又は解雇その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

7 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、理事長が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

一 事務所を異にして異動した場合

二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

三 前2号に定めるもののほか、職員たる要件を欠くに至った場合の届出に関する事項は、理事長が別に定める。

8 通勤手当の支給は、職員が新たに第1項の要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職をし、又は解雇にされた場合においてはそれぞれの者が退職をし、又は解雇にされた日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

9 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合について準用する。

10 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）という。

- 1 1 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から第4項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

（在宅勤務等手当）

第17条の2 住居その他これに準ずるものとして理事長が別に定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他理事長が別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて承認又は命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 前項の手当の月額は、3,000円とする。

（単身赴任手当）

第18条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

- 3 新たに職員となった又は国家公務員等から人事交流等により引き続き職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該人事交流等により職員となった直前の住居から当該人事交流等により職員となった直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給され

る職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 職員は、新たに第1項又は前項の職員たる要件を具備するに至った場合には、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。ただし、理事長又はその委任を受けた者において配偶者との別居の状況等を認定することができる場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。
- 5 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項又は第3項の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日（理事長が別に定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で理事長が別に定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 6 単身赴任手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（特殊勤務手当）

第18条の2 東日本大震災の発生に伴い、職員が次に掲げる東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺地域において当該震災に対処するための作業に従事した場合には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

一 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業

二 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う東日本大震災に対処するための作業（前号に掲げるものを除く。）

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号の作業のうち屋外において行うもの 6, 600円
- 二 前項第1号の作業のうち屋内において行うもの 1, 330円
- 三 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 3, 300円

四 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 660円

3 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が最も高いものの以外の手当は支給しない。

4 第2項第1号又は第3号の作業に従事した時間（前項の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含む。）が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊勤務手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

（極地観測等手当）

第18条の3 極地観測等手当は、職員が南緯55度以南の区域において、南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。

職 務 の 級 等	手 当 額
研究職員俸給表5級以上の級	4, 100円
研究職員俸給表4級及び3級	3, 100円
研究職員俸給表2級	2, 400円
研究職員俸給表1級	2, 000円

（特地勤務手当等）

第19条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する次に掲げる事務所（以下「特地事務所」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

沖縄県八重山郡竹富町に所在する事務所

2 特地勤務手当の月額、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める。

第20条 職員が事務所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する事務所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事務所又はその移転した事務所が特地事務所に該当するときは、当該職員には、理事長が別に定めるところによ

り、当該異動又は事務所の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は事務所の移転の日から起算して3年を経過する際理事長が別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、俸給及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となつて特地事務所に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）、新たに特地事務所に該当することとなつた事務所に在勤する職員でその特地事務所に該当することとなつた日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 3 前2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第15条の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の減額）

- 第21条 職員（次項に掲げる職員を除く。）が正規の勤務時間（職員就業規則第46条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が割り振られた日において勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 裁量勤務職員が勤務日（休日等以外の日をいう。）において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない日1日につき、第26条に規定する1時間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

（給与の半減）

- 第22条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病氣休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病氣休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。

（超過勤務手当）

第23条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、指定職員及び第12条第1項第1号に掲げる職員にあっては、第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる勤務については、超過勤務手当は支給しない。

一 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の125

イ 深夜（午後10時から翌日の午前5時をいう。以下同じ。）における勤務 100分の150

二 休日のうち、法定休日（職員就業規則第50条第2項に規定する法定休日をいう。次号において同じ。）以外の日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の135

イ 深夜における勤務 100分の160

三 休日のうち、法定休日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の135

イ 深夜における勤務 100分の160

2 第12条第1項第2号及び第3号に掲げる職員に対する第1項第1号アの規定の適用については、同項中「全時間」とあるのは「全時間（第1号アに掲げる勤務にあっては、第12条第3項の規定により理事長が別に定める時間数（育児短時間勤務職員にあっては、当該職員の算出率を乗じて得た時間数）を超える時間）」とする。

3 裁量勤務職員には、理事長が別に定めるところにより得られる時間数（育児短時間勤務職員にあっては、当該職員の算出率を乗じて得た時間）に対して、1時間につき、第26条に規定する1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

5 第1項の規定により超過勤務手当を支給する場合において、当該職員がした正規の勤務時間を超えて勤務した時間が超過勤務手当の支給算定期間（月の初

日からその月の末日までの期間をいう。)の初日から起算して60時間を超えたときは、その60時間を超えて勤務した全時間に係る同項各号の規定の適用については、同項第1号ア中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、同号イ中「100分の150」とあるのは「100分の175」と、同項第2号ア及び第3号ア中「100分の135」とあるのは「100分の160」と、同項第2号イ及び第3号イ中「100分の160」とあるのは「100分の185」とする。

- 6 職員就業規則第61条第2項の規定により代休を取得した場合の当該休日（同項第2号に掲げる場合にあっては、当該振り替えて休日とされた日）に行った勤務又は同条第3項の規定により代休を取得した場合の当該休日に行った勤務に係る超過勤務手当の支給に当たっては、代休が同一月内に取得された場合に限り、これらの勤務区分に応じた第1項及び第5項の規定に定める割合から同条第2項の規定により代休とした勤務日又は同条第3項の規定により代休とした勤務日の勤務時間に係る割合（100分の100）を減じた割合をもって算定することができる。

第24条 削除

（端数計算）

- 第25条 第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額、同条第2項に規定する1時間当たりの給与額、第23条第1項、第5項及び第6項の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当及び同条第3項の規定により1時間につき支給する超過勤務手当を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

- 第26条 第21条第1項、第23条第1項、第5項及び第6項に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第21条第2項及び第23条第3項に規定する1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当、広域異動手当、特勤勤務手当の月額及び特勤勤務手当に準ずる手当の月額並びに次の各号に掲げる手当が支給される場合にあっては当該各号に定める額の合計額を、別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額とする。

- 一 特殊勤務手当 給与期間中において正規の勤務時間以外の時間に行った第18条の2に規定する特殊勤務手当の額
- 二 寒冷地手当 第33条第2項の規定を適用した場合に得られる寒冷地手当の額
- 三 極地観測等手当 給与期間中において正規の勤務時間以外の時間に行った

第18条の3に規定する極地観測等手当の額

第27条 削除

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下次条及び第30条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（職員就業規則第13条第1号から第4号までに掲げる事由による退職に限る。第31条まで及び第37条第7項において同じ。）をし、又は解雇（同規則第10条第2項又は第21条の規定による解雇に限る。第31条まで及び第37条第7項において同じ。）にされた職員（第37条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（理事長が別に定める特定管理職員（第31条第1項第一号及び第二号において「特定管理職員」という。）にあっては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4 任期付研究員及び特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。

5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあっては、退職をし、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき俸給（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

6 一般職員俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額（育児短

時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給の月額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 7 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者の第2項に掲げる在職期間の区分は、当該採用前の機関に在職していた期間を職員として在職していた期間とみなした場合に得られる区分とする。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第93条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職をし、又は解雇にされた職員で、その退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第30条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職をし、又は解雇にされたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、機構の業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処

分」という。)を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 4 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価（職員就業規則第87条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇にされた職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って得られる割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、機構において支給する勤勉手当の額の、その者の属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えないものとする。

一 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職をし、又は解雇された職員にあっては、退職をし、又は解雇された日現在。次項に

において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再雇用職員

当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額(育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額)並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第28条第6項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第31条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者の第2項に掲げる勤務期間の区分は、当該採用前の機関に勤務していた期間を職員として勤務していた期間とみなした場合に得られる区分とする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同各条中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第29条中「前条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第31条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第31条第1項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

(期末特別手当)

第32条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第2項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇にされた指定職員(第37条第7項の規定の適用を受ける指定職員及び理事長が別に定める指定職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該在職期間における勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が別に定める額を減じて得た額)とする。

一 6箇月 100分の100

- 二 5 箇月以上 6 箇月未満 1 0 0 分の 8 0
- 三 3 箇月以上 5 箇月未満 1 0 0 分の 6 0
- 四 3 箇月未満 1 0 0 分の 3 0

- 3 前項の理事長が別に定める額は、期末特別手当の支給を受ける指定職員が同項に規定する在職期間において職員就業規則第 9 3 条又は第 9 4 条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えるものではない。
- 4 第 2 項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇にされた指定職員にあっては、退職をし、又は解雇にされた日現在）において指定職員が受けるべき俸給の月額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）並びにこれに対する地域手当の月額及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額（理事長が別に定める指定職員以外の指定職員にあっては、その額に俸給の月額に 1 0 0 分の 2 5 を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。
- 5 第 2 9 条及び第 3 0 条の規定は、第 1 項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、同各条中「期末手当」とあるのは「期末特別手当」と、「職員」とあるのは「指定職員」と、第 2 9 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 3 2 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 3 2 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
- 6 国家公務員等から引き続き人事交流等により指定職員となった者の第 2 項に掲げる在職期間の区分は、当該採用前の機関に在職していた期間を指定職員として在職していた期間とみなした場合に得られる区分とする。

（寒冷地手当）

- 第 3 3 条 職員及び再雇用短時間勤務職員（以下この条において「職員」という。）のうち、毎年 1 1 月から 3 月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、別表第 8 に掲げる地域に所在する事務所に在勤する職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。
- 2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の	世 帯 等 の 区 分	

区 分	世 帯 主 で あ る 職 員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級 地	2 9 , 4 0 0 円	1 6 , 2 0 0 円	1 1 , 5 0 0 円
2 級 地	2 6 , 0 0 0 円	1 4 , 5 0 0 円	9 , 8 0 0 円
3 級 地	2 5 , 1 0 0 円	1 4 , 3 0 0 円	9 , 6 0 0 円
4 級 地	1 9 , 8 0 0 円	1 1 , 4 0 0 円	8 , 2 0 0 円
備 考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表第 8 に掲げる地域又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がないもののうち、第 1 8 条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。			

- 3 第 2 2 条の規定の適用を受ける職員その他理事長が別に定める職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額とする。
- 4 支給対象職員が、理事長が別に定める場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、第 2 項の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。
- 5 第 2 項の表に掲げる地域の区分は、別表第 8 のとおりとする。

（任期付研究員業績手当）

第 3 4 条 任期付研究員業績手当は、1 2 月 1 日（以下この条において「基準日」という。）に在職する任期付研究員のうち、採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）に、第 7 条の規定により俸給の月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績を挙げた者に対して、当該基準日の属する月の第 2 8 条第 1 項に規定する期末手当の支給日に支給する。

- 2 任期付研究員業績手当の額は、基準日においてその者が受ける俸給の月額に相当する額とする。

(特定任期付職員業績手当)

第35条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）に、第8条の規定により俸給の月額が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著であると認められる業績を挙げた者に対して、当該基準日の属する月の第28条第1項に規定する期末手当の支給日に支給する。

2 特定任期付職員業績手当の額は、基準日においてその者が受ける俸給の月額に相当する額とする。

(特定の職員についての適用除外)

第36条 第12条、第13条、第16条、第18条の2、第28条及び第31条の規定は、指定職員には適用しない。

2 第13条及び第14条第5項の規定は、再雇用職員及び再雇用短時間勤務職員には適用しない。

3 第12条、第13条、第16条及び第31条の規定は、任期付研究員及び特定任期付職員には適用しない。

(休職者等の給与)

第37条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第64条第1項の規定により病気休暇を取得したときは、その病気休暇の期間中、給与の全額からその者に支給される労働者災害補償保険法第14条の規定による休業補償給付の額又は同法第22条の2の規定による休業給付の額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条の規定による休業特別支給金の額の合計額（以下「休業補償給付等の額」という。）を差し引いた額の給与を支給する。

2 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第20条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者が休職にされていなかったとしたならば支給される給与の全額からその者に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額の給与を支給する。

3 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第20条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第20条第1項第1号に

掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまではこれに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 5 職員が職員就業規則第20条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 6 職員が職員就業規則第20条第1項第3号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 7 第3項、第4項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第28条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇にされたときは、同項に定める支給日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給する。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第29条及び第30条の規定を準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは、「第37条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 第3項、第4項又は第6項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内において、第33条第1項に規定する者に該当するときは、同条に定めるところにより、寒冷地手当を支給する。

（在籍派遣職員の給与）

第38条 職員就業規則第25条第1項又は第2項の規定により派遣されている職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれの100分の100以内を支給する。

（短期従事職員の給与）

第38条の2 職員が、短期従事（職員就業規則第44条の2に規定する短期従事をいう。）の許可を受けて勤務しなかった期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額を減額して給与を支給する。

- 一 裁量勤務職員以外の職員 その勤務しなかった期間の1時間につき、第26条の規定による勤務1時間当たりの給与額
- 二 裁量勤務職員 その勤務しなかった期間の1日につき、第26条の規定による1時間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額

2 前項第1号に規定する勤務1時間当たりの給与額及び同項第2号に規定する

1 時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

（育児休業等職員の給与）

第 39 条 第 28 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（職員就業規則第 74 条第 1 項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある者には、同条第 5 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第 31 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある者には、職員就業規則第 74 条第 5 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

3 第 32 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている指定職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある者には、職員就業規則第 74 条第 5 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末特別手当を支給する。

4 職員就業規則第 75 条の 2 第 4 項の「別に定める勤務 1 時間当たりの給与額」とは、第 26 条の規定による勤務 1 時間当たりの給与額とする。

（介護休業等職員の給与）

第 40 条 職員就業規則第 77 条の 2 第 3 項の「別に定める勤務 1 時間当たりの給与額」とは、第 26 条の規定による勤務 1 時間当たりの給与額とする。

（給与の非常時支給）

第 41 条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の費用に充てるために給与を請求した場合には、俸給の支給日前であっても、請求の日までの給与を日割り計算により支給する。

（雑則）

第 42 条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成13年12月4日13森林総研第1849号〕

この規程は、平成13年12月4日から施行し、改正後の独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則〔平成14年11月1日14森林総研第1468号〕

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附 則〔平成15年3月1日14森林総研第2100号〕

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第24条第1項から第3項まで、第27条第2項及び第31条第3項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額とその1号下位の号俸

$$\begin{aligned} & \text{その者の施行日の前日における俸給} - \text{施行日の前日におけるその者の属す} \\ & \text{月額(以下「旧俸給月額」という。)} \quad \text{る職務の級における最高の号俸の額} \\ & \text{との差額} \times \frac{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその}}{\text{1号俸下位の号俸との差額}} \end{aligned}$$

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第6条第8項ただし書きの規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる

期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規程等の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年3月31日までの間における期末手当に関する読替規定)

- 6 施行日から平成15年3月31日までの間における第24条の適用については、同条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の50」と、同条第3項中「100分の30」とあるのは「100分の25」と読み替えるものとする。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 7 平成15年3月に支給する期末手当の額は、前項の規定により読み替えられた第24条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第33条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 施行日(期末手当について第24条第1項後段又は第30条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(同月1日から施行日の前日までの間において、職員が人事交流等により他の国家公務員等となり、引き続き当該他の国家公務員等として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該他の国家公務員等となる前の職員として引き続き在職した期間を含む。以下「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち、俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(以下「俸給等」という。)の額の合計額

二 継続在職期間について、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)による俸給月額(継続在職期間において理

事長が別に定める俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について理事長が別に定める額）及び改正後の職員給与規程による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

- 8 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の第24条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

（育児休業をしている職員の経過措置）

- 9 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する改正後の職員給与規程第31条第3項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則〔平成15年10月31日15森林総研第1144号〕

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条、第12条、第15条、第24条の改正部分及び附則第9項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額とその1号下位の号俸

$$\begin{aligned} & \text{その者の施行日の前日における俸給} \text{—} \text{施行日の前日におけるその者の属す} \\ & \text{月額(以下「旧俸給月額」という。)} \text{—} \text{る職務の級における最高の号俸の額} \\ & \text{との差額} \times \frac{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその}}{\text{1号俸下位の号俸との差額}} \end{aligned}$$

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第5条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成16年3月31日までの間における期末手当に関する読替規定）

- 6 施行日から平成16年3月31日までの間における第24条の規定の適用については、第24条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の145」と、同項及び同条第3項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の170」とあるのは「100分の90」と、とあるのは「100分の145とあり、及び」と、「100分の150」とあるのは「100分の125」と、「100分の80」とあるのは「100分の65」と読み替えるものとする。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 7 平成15年12月に支給する期末手当の額は、前項の規定により読み替えられた第24条第2項（前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理

理事長が別に定めるものを除く。) にあつては、新たに職員となった日 (当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日)) において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、及び単身赴任手当 (第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。) の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数 (同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(調整手当に関する経過措置)

8 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の職員給与規程第12条第3項又は第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同各項の規定の適用については、同各項中「場合 (この職員が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「支給割合 (理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。)」とあるのは「支給割合 (」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第3項中「当該異動の日から1年を経過する」とあり、同項第1号及び同条第4項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあり、並びに同条第4項中「当該異動又は採用の日から1年を経過する」とあるのは「平成17年3月31日」と、同条第3項第2号及び第4項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

(その他)

9 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成16年11月1日16森林総研第1006号]

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 [平成17年12月1日17森林総研第1013号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額とその1号下位の号俸

$$\begin{aligned} & \text{その者の施行日の前日における俸給} \text{ — } \text{施行日の前日におけるその者の属す} \\ & \text{月額(以下「旧俸給月額」という。)} \text{ — } \text{る職務の級における最高の号俸の額} \\ & \text{との差額} \times \frac{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその}}{\text{1号俸下位の号俸との差額}} \end{aligned}$$

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第5条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

6 平成17年12月に支給する期末手当の額は、前項の規定により読み替えられた第24条第2項（前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当（第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

（その他）

7 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔平成18年2月1日17森林総研第1257号〕

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則〔平成18年3月31日17森林総研第1570号〕

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事

長が別に定めるところによりそのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

- 3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。
- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。
- 5 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給の月額を受けていた職員の施行日における号俸又は俸給の月額は、理事長が別に定めるところにより決定される号俸又は俸給の月額とする。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給の月額は、改正前の職員給与規程及びこれらに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 8 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額（独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（21森林総研第1209号。第1号において、「平成21年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者）にあっては、当該俸給の月額に当該各号に定め

る割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給の月額のほか、その差額に相当する額(職員給与規程附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(独立行政法人森林総合研究所職員就業規則第16条第1項及び第2項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

一 平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

二 前項に掲げる職員以外の職員(任期付研究員(二)俸給表の適用を受ける職員を除く。) 100分の99.34

9 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

10 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

11 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、次に掲げる俸給の月額には、前3項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

一 改正後の職員給与規程第12条第1項、第14条第2項から第4項まで、第25条第5項及び第6項(第28条第4項において準用する場合を含む。)、第28条第3項、第31条第2項及び第32条第2項に規定する俸給の月額

二 改正後の職員給与規程第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額等を算出する場合における同条中に規定する俸給の月額

三 改正後の職員給与規程第19条の規定による給与の半減、同規程第33条第1項から第8項までに規定する休職者等の給与、同規程第34条に規定する在籍派遣職員の給与及び同規程第35条第1項から第2項までに掲げる育

児休業職員の給与の額を算定する場合におけるその算定の基礎となる俸給の月額

(平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例)

- 12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第6項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第6条第7項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第14条第2項 第1号	100分の12	100分の12を超えない範囲 内で理事長が別に定める割合

(地域手当に関する経過措置)

- 13 この規程の施行の際現に改正前の職員給与規程第12条第3項又は第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日において同条第1項の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する事務所を異にして異動した場合又は施行日の前日において支給官署等(同条第4項に規定する「支給官署等」をいう。)に在勤していた他の国家公務員等(同項に規定する「他の国家公務員等」をいう。)が施行日において職員となった場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の職員給与規程第14条第3項又は第4項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同各項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3項	支給事務所に在勤する	改正後の独立行政法人職員給与規程(17森林総研第1570号をもって一部改正)による改正前の独立行政法人森林総研職員給与規程(13森林総研第31号)
-----	------------	---

		(以下「改正前の職員給与規程」という。)第12条第1項各号に定める事務所(以下「旧支給事務所」という。)に在勤する
	在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合(理事長が	在勤していた旧支給事務所に係る調整手当の支給割合(改正前の職員給与規程第12条第2項各号に定める割合をいい、理事長が
第4項	人事院規則9-49(地域手当)第2条に規定する地域に所在する官署若しくは機関、同条に規定する官署又は第4条に規定する空港の区域(同規則附則第2条の規定により地域手当を支給される地域又は官署を含む。以下「支給官署等」という。)	人事院規則9-49(調整手当)の全部を改正する人事院規則(人事院規則9-49-32)による改正前の人事院規則9-49(調整手当)第1条に規定する地域に所在する官署若しくは機関又は同条に規定する官署(同規則附則の規定により調整手当を支給される地域又は官署を含む。以下「旧支給官署等」という。)
	当該支給官署等に	当該旧支給官署等に
	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)

(研究員調整手当に関する経過措置)

- 14 附則第12項の規定により理事長が別に定める改正後の職員給与規程第14条第2項第1号の地域手当の支給割合(以下「暫定支給割合」という。)が100分の10未満である間、同条第1項第1号に掲げる茨城県つくば市に所在する事務所に在勤する研究員(同規程第5条第1項第3号から第5号までの俸給表の適用を受ける職員(同項第3号の俸給表の適用を受ける職員にあって

は、その職務の級が1級である者を除く。)をいう。以下同じ。)には、附則第13項の規定により読み替えて適用する同規程第14条第3項又は第4項の規定により100分の10以上の支給割合による地域手当が支給される期間を除き、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の10から暫定支給割合を減じた割合を乗じて得た月額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の研究員調整手当を支給する。

- 15 前項の規定により研究員調整手当を支給される研究員に対する改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、同規程第2条第2項、第23条、第33条第3項から第6項まで及び第34条中「地域手当」とあるのは「地域手当、研究員調整手当」と、同規程第25条第5項「地域手当」とあるのは「地域手当及び研究員調整手当」と、同条第6項(第28条第3項において準用する場合を含む。)、第28条第2項第1号及び第3項中「及びこれに対する地域手当」とあるのは「並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当」とする。

(休職者の給与に関する経過措置)

- 16 職員就業規則第20条の規定により休職にされている職員となったものとされた者の施行日以後の給与については、改正前の職員給与規程第30条第2項から第5項までの規定により決定されたその者の給与の支給割合(以下この項において「改正前の規定による給与の支給割合」という。)が変更される場合を除き、当該改正前の規定による給与の支給割合を改正後の職員給与規程第33条第3項から第6項までの相当規定に基づき決定された給与の支給割合とみなして支給するものとする。

(派遣職員に関する経過措置)

- 17 職員就業規則第25条の規定により派遣されている職員となったものとされた者の施行日以後の給与については、改正前の職員給与規程第33条の規定により決定されたその者の給与の支給割合(以下この項において「改正前の規定による給与の支給割合」という。)が変更される場合を除き、当該改正前の規程による給与の支給割合を改正後の職員給与規程第34条の規定に基づき決定された給与の支給割合とみなして支給するものとする。

(その他)

- 18 前各項に定めるもののほか、俸給の切替その他給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

俸 給 表	旧 級	新 級
一 般 職 員 俸 給 表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
技 術 専 門 職 員 俸 給 表	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
研 究 職 員 俸 給 表	5 級	5 級
		6 級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

ア 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

22	3 月未満			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75			
	9 月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未満			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83				
	9 月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3 月未満			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87				
	9 月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3 月未満			97	73	101					
	3 月以上 6 月未満			98	73	102					
	6 月以上 9 月未満			99	74	103					
	9 月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3 月未満			101	75	105					
	3 月以上 6 月未満			102	75	106					
	6 月以上 9 月未満			103	76	107					
	9 月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3 月未満			105	77						
	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3 月未満			109	81						
	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3 月未満			113							
	3 月以上 6 月未満			114							
	6 月以上 9 月未満			115							
	9 月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3 月未満			117							
	3 月以上 6 月未満			118							
	6 月以上 9 月未満			119							
	9 月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3 月未満			121							
	3 月以上 6 月未満			122							
	6 月以上 9 月未満			123							
	9 月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3 月未満			125							
	3 月以上 6 月未満			125							
	6 月以上 9 月未満			125							
	9 月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

イ 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 月未満		1	1	5	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	6	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	7	1	1
	9 月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12 月以上		1	1	9	1	1
2	3 月未満	1	1	1	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	10	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	11	1	1
	9 月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12 月以上	5	5	1	13	1	1
3	3 月未満	5	5	1	13	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	14	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	15	1	1
	9 月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12 月以上	9	9	5	17	1	1
4	3 月未満	9	9	5	17	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	18	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	19	1	1
	9 月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12 月以上	13	13	9	21	1	1
5	3 月未満	13	13	9	21	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	22	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	23	3	1
	9 月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12 月以上	17	17	13	25	5	1
6	3 月未満	17	17	13	25	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	26	6	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	27	7	3
	9 月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12 月以上	21	21	17	29	9	5
7	3 月未満	21	21	17	29	9	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	30	10	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	31	11	7
	9 月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12 月以上	25	25	21	33	13	9
8	3 月未満	25	25	21	33	13	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	34	14	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	35	15	11
	9 月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12 月以上	29	29	25	37	17	13
9	3 月未満	29	29	25	37	17	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	38	18	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	39	19	15
	9 月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12 月以上	33	33	29	41	21	17
10	3 月未満	33	33	29	41	21	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	42	22	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	43	23	19
	9 月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12 月以上	37	37	33	45	25	21

11	3 月未滿	37	37	33	45	25	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	34	46	26	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	35	47	27	23
	9 月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3 月未滿	41	41	37	49	29	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	50	30	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	51	31	27
	9 月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3 月未滿	45	45	41	53	33	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	54	34	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	55	35	31
	9 月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3 月未滿	49	49	45	57	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	58	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	59	39	35
	9 月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3 月未滿	53	53	49	61	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	62	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	63	43	39
	9 月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3 月未滿	57	57	53	65	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	66	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	67	47	43
	9 月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3 月未滿	61	61	57	69	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	70	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	71	51	47
	9 月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3 月未滿	65	65	61	73	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	74	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	75	55	51
	9 月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3 月未滿	69	69	65	77	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	65	78	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	66	79	59	55
	9 月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3 月未滿	73	73	67	81	61	57
	3 月以上 6 月未滿	74	74	67	82	62	58
	6 月以上 9 月未滿	75	75	68	83	63	59
	9 月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3 月未滿	77	77	69	85	65	61
	3 月以上 6 月未滿	78	78	70	86	66	62
	6 月以上 9 月未滿	79	79	71	87	67	63
	9 月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65

22	3 月未満	81	81	73	89	69	65
	3 月以上 6 月未満	82	82	73	90	70	66
	6 月以上 9 月未満	83	83	74	91	71	67
	9 月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3 月未満	85	85	75	93	73	69
	3 月以上 6 月未満	86	86	75	94	74	69
	6 月以上 9 月未満	87	87	76	95	75	69
	9 月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3 月未満	89	89	77	97	77	
	3 月以上 6 月未満	90	90	77	98	78	
	6 月以上 9 月未満	91	91	78	99	79	
	9 月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3 月未満	93	93	79	101	81	
	3 月以上 6 月未満	94	94	79	102	82	
	6 月以上 9 月未満	95	95	80	103	83	
	9 月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3 月未満	97	97	81	105	85	
	3 月以上 6 月未満	98	98	82	106	86	
	6 月以上 9 月未満	99	99	83	107	87	
	9 月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3 月未満	101	101	85	109	89	
	3 月以上 6 月未満	102	102	85	110	90	
	6 月以上 9 月未満	103	103	86	111	91	
	9 月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3 月未満	105	105	87	113		
	3 月以上 6 月未満	106	106	87	114		
	6 月以上 9 月未満	107	107	88	115		
	9 月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3 月未満	109	109	89	117		
	3 月以上 6 月未満	110	110	90	118		
	6 月以上 9 月未満	111	111	91	119		
	9 月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3 月未満	113	113	93	121		
	3 月以上 6 月未満	114	114	93	122		
	6 月以上 9 月未満	115	115	94	123		
	9 月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3 月未満	117	117	95	125		
	3 月以上 6 月未満	118	118	95	126		
	6 月以上 9 月未満	119	119	96	127		
	9 月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3 月未満	121	121				
	3 月以上 6 月未満	121	122				
	6 月以上 9 月未満	121	123				
	9 月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				

33	3 月未満		125				
	3 月以上 6 月未満		126				
	6 月以上 9 月未満		127				
	9 月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ウ 研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上12月未満			1	1
	12 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上12月未満	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	1
	9 月以上12月未満	8	8	4	1
	12 月以上	9	9	5	1
4	3 月未満	9	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	1
	9 月以上12月未満	12	12	8	1
	12 月以上	13	13	9	1
5	3 月未満	13	13	9	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	2
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	3
	9 月以上12月未満	16	16	12	4
	12 月以上	17	17	13	5
6	3 月未満	17	17	13	5
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	6
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	7
	9 月以上12月未満	20	20	16	8
	12 月以上	21	21	17	9
7	3 月未満	21	21	17	9
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	10
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	11
	9 月以上12月未満	24	24	20	12
	12 月以上	25	25	21	13
8	3 月未満	25	25	21	13
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	14
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	15
	9 月以上12月未満	28	28	24	16
	12 月以上	29	29	25	17
9	3 月未満	29	29	25	17
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	18
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	19
	9 月以上12月未満	32	32	28	20
	12 月以上	33	33	29	21
10	3 月未満	33	33	29	21
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	22
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	23
	9 月以上12月未満	36	36	32	24
	12 月以上	37	37	33	25

11	3 月未滿	37	37	33	25
	3 月以上 6 月未滿	38	38	34	26
	6 月以上 9 月未滿	39	39	35	27
	9 月以上12月未滿	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
12	3 月未滿	41	41	37	29
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	30
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	31
	9 月以上12月未滿	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3 月未滿	45	45	41	33
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	34
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	35
	9 月以上12月未滿	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	3 月未滿	49	49	45	37
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	38
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	39
	9 月以上12月未滿	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
15	3 月未滿	53	53	49	41
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	42
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	43
	9 月以上12月未滿	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	3 月未滿	57	57	53	45
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	46
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	47
	9 月以上12月未滿	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	3 月未滿	61	61	57	49
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	50
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	51
	9 月以上12月未滿	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	3 月未滿	65	65	61	53
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	54
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	55
	9 月以上12月未滿	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3 月未滿	69	69	65	57
	3 月以上 6 月未滿	70	70	66	58
	6 月以上 9 月未滿	71	71	67	59
	9 月以上12月未滿	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	3 月未滿	73	73	69	61
	3 月以上 6 月未滿	74	74	70	62
	6 月以上 9 月未滿	75	75	71	63
	9 月以上12月未滿	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3 月未滿	77	77	73	65
	3 月以上 6 月未滿	78	78	74	66
	6 月以上 9 月未滿	79	79	75	67
	9 月以上12月未滿	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69

22	3 月未満	81	81	77	69
	3 月以上 6 月未満	82	82	78	70
	6 月以上 9 月未満	83	83	79	71
	9 月以上12月未満	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73
23	3 月未満	85	85	81	73
	3 月以上 6 月未満	86	86	82	73
	6 月以上 9 月未満	87	87	83	73
	9 月以上12月未満	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3 月未満	89	89	85	
	3 月以上 6 月未満	90	90	86	
	6 月以上 9 月未満	91	91	87	
	9 月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3 月未満	93	93	89	
	3 月以上 6 月未満	94	94	89	
	6 月以上 9 月未満	95	95	89	
	9 月以上12月未満	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	3 月未満	97	97		
	3 月以上 6 月未満	98	98		
	6 月以上 9 月未満	99	99		
	9 月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	106		
	6 月以上 9 月未満	107	107		
	9 月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3 月未満	113			
	3 月以上 6 月未満	114			
	6 月以上 9 月未満	115			
	9 月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
31	3 月未満	117			
	3 月以上 6 月未満	118			
	6 月以上 9 月未満	119			
	9 月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
32	3 月未満	121			
	3 月以上 6 月未満	121			
	6 月以上 9 月未満	121			
	9 月以上12月未満	121			
	12月以上	121			

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第4項関係）

ア 旧級が一般職員俸給表の11級である職員の新号俸

旧 号 俸	新 級	9 級	10 級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1

11	3 月未滿	17	1
	3 月以上 6 月未滿	18	1
	6 月以上 9 月未滿	19	1
	9 月以上12月未滿	20	1
	12月以上	21	1
12	3 月未滿	21	1
	3 月以上 6 月未滿	22	2
	6 月以上 9 月未滿	23	3
	9 月以上12月未滿	24	4
	12月以上	25	5
13	3 月未滿	25	5
	3 月以上 6 月未滿	26	6
	6 月以上 9 月未滿	27	7
	9 月以上12月未滿	28	8
	12月以上	29	9
14	3 月未滿	29	9
	3 月以上 6 月未滿	30	10
	6 月以上 9 月未滿	31	11
	9 月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3 月未滿	33	13
	3 月以上 6 月未滿	34	13
	6 月以上 9 月未滿	35	13
	9 月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14

イ 旧級が研究職員俸給表の5級である職員の新号俸

旧 号 俸	新 級	5 級	6 級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1

11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	1
	6 月以上 9 月未満	23	1
	9 月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
13	3 月未満	25	1
	3 月以上 6 月未満	26	1
	6 月以上 9 月未満	27	1
	9 月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
14	3 月未満	29	1
	3 月以上 6 月未満	30	1
	6 月以上 9 月未満	31	1
	9 月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
15	3 月未満	33	1
	3 月以上 6 月未満	34	1
	6 月以上 9 月未満	35	1
	9 月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3 月未満	37	1
	3 月以上 6 月未満	38	1
	6 月以上 9 月未満	39	1
	9 月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3 月未満	41	1
	3 月以上 6 月未満	42	1
	6 月以上 9 月未満	43	1
	9 月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	3 月未満	45	1
	3 月以上 6 月未満	46	1
	6 月以上 9 月未満	47	1
	9 月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	3 月未満	49	1
	3 月以上 6 月未満	50	1
	6 月以上 9 月未満	51	1
	9 月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
20	3 月未満	53	1
	3 月以上 6 月未満	54	2
	6 月以上 9 月未満	55	3
	9 月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
21	3 月未満	57	5
	3 月以上 6 月未満	58	6
	6 月以上 9 月未満	59	7
	9 月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9

22	3 月未滿	61	9
	3 月以上 6 月未滿	62	9
	6 月以上 9 月未滿	63	10
	9 月以上12月未滿	64	10
	12月以上	65	11
23	3 月未滿	65	11
	3 月以上 6 月未滿	66	11
	6 月以上 9 月未滿	67	12
	9 月以上12月未滿	68	12
	12月以上	69	13

附 則〔平成１９年４月２日１８森林総研第１５７８号〕

（施行期日）

１ この規程は、平成１９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成２０年３月３１日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

２ 平成２０年３月３１日までの間においては、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第１５条第１項第１号中「１００分の６」とあるのは「１００分の４」と、同項第２号中「１００分の３」とあるのは「１００分の２」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

３ 改正後の職員給与規程第１５条の規定は、平成１６年４月２日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第１項中「当該異動等の日から」とあるのは「平成１９年４月１日から当該異動等の日以後」とする。

（平成２２年３月３１日までの間における職員給与規程の適用に関する特例）

４ 平成２２年３月３１日までの間における改正後の職員給与規程第１４条の規定の適用については、同条第２項第３号中「１００分の６」とあるのは「１００分の６を超えない範囲で理事長が別に定める割合」とする。

（俸給の月額に関する経過措置）

５ 改正後の職員給与規程第１５条第１項、第１９条第２項及び第２０条第１項に規定する「俸給の月額」には、独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（１７森林総研第１５７０号）附則第８項から第１０項までの規定により支給される俸給を含めるものとする。

（旧独立行政法人林木育種センター職員に係る経過措置等）

６ 施行日の前日において独立行政法人林木育種センターの職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）であった者のうち、施行日において引き続き職員となった者の給与に係る経過措置等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（その他）

７ 第２項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔平成１９年９月２８日１９森林総研第８３６号〕

（施行期日）

- １ この規程は、平成１９年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（育児短時間勤務職員に対する職員給与規程一部改正規程（１７森林総研第１５７０号）附則の適用の特例）

- ２ 施行日以降に独立行政法人森林総合研究所職員就業規則第７５条第１項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた職員が、独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（１７森林総研第１５７０号）附則第８項から第１０項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の同規程附則第８項から第１８項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第８項	）には、俸給の月額	以下、「経過措置職員」という。）が、独立行政法人森林総合研究所職員就業規則第７５条第１項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた場合には、その者が育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額が平成１８年３月３１日において受けていた俸給の月額に同規則第４６条第１項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない場合には、その期間中育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額
第９項	前項に規定する	経過措置
	て、同項	て、前項

（育児短時間勤務職員に対する職員給与規程一部改正規程（１８森林総研第１５

78号) 附則の適用の特例)

- 3 施行日以降に育児短時間勤務を始めた職員が、独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程(17森林総研第1570号)附則第8項から第10項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程(18森林総研第1578号)附則第5項の規定の適用については、同行中「には、」とあるのは「には、独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程(19森林総研第836号)附則第2項の規定により読み替えられた」とする。

附 則 [平成19年11月30日 19森林総研第1144号]
(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定(第25条第4項及び第31条第2項第1号の改正部分を除く。次項において同じ。)は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までに間における異動者の号俸)

- 3 平成19年4月1日から施行日の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日まで間における異動者の号俸の調整)

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動があった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(給与の内払)

- 5 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与

規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成20年4月1日 20 森林総研第7号]

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例)

2 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条第2項 第1号	100分の18	100分の18を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第14条第2項 第2号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第14条第2項 第3号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第14条第2項 第4号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第14条第2項 第5号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で理事長が別に定める割合

(旧独立行政法人緑資源機構職員に係る経過措置)

3 施行日の前日において独立行政法人緑資源機構の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）であった者のうち、施行日において引き続き職員となった者の給与に係る経過措置等に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(その他)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔平成21年3月31日 20森林総研第1735号〕

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(その他)
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔平成21年5月29日 21森林総研第308号〕

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則〔平成21年12月1日 21森林総研第1209号〕

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、この規程による改正後の職員給与規程第28条第2項（同条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第5項から第7項まで、第32条第2項から第4項まで及び第6項若しくは第37条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項又は第38条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、職員給与規程別表第5の俸給表の適用を受ける職員若しくは同規程別表第4の俸給表若しくは同規程別表第6の俸給表の適用を受ける職員でその号俸が1号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴

任手当（職員給与規程第18条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特勤手当（同規程第20条の規定による手当を含む。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
技術専門職員俸給表	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
研究職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

（その他）

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則〔平成22年2月1日 21森林総研第1512号〕

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則〔平成22年3月31日 21森林総研第1854号〕

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則〔平成２２年１２月１日 ２２森林総研第１１７８号〕

（施行期日）

- 1 この規程は、平成２２年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成２２年１２月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成２２年１２月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第２８条第２項（同条第３項及び第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第５項から第７項まで、第３２条第２項から第４項まで及び第６項若しくは第３７条第１項から第４項まで、第６項若しくは第７項若しくは第３８条又は附則第２項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- 一 平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の職員給与規程附則第２項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定を受けず、かつ、独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（１７森林総研第１５７０号）附則第８項から第１０項までの規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは職員給与規程別表第５の俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第１８条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特勤勤務手当（職員給与規程第２０条の規定による手当を含む。）の月額合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月

数を減じた月数) を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	5 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	6 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 2 0 号俸まで
研究職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 号俸まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（22森林総研第1178号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（その他）

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則〔平成22年12月28日 22森林総研第1291号〕

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則〔平成23年3月31日 22森林総研第1691号〕

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

2 施行日において43歳に満たない職員（同日において、職員給与規程第5条第1項第1号から第3号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第4号から第7号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において同規程第6条第5項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

3 独立行政法人森林総合研究所職員就業規則第75条第1項の規定による勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の俸給の月額は、当該号俸に応じた額に、独

立行政法人森林総合研究所職員就業規則第46条第1項ただし書きの規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当の関する経過措置)

- 4 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第20条第1項の規定により準特地事務所とされていた事務所については、改正後の職員給与規程第20条第1項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(給与の半減に関する経過措置)

- 5 施行日の前日から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の職員給与規程第22条の規定の適用については、同条中「90日」とあるのは「1年」とする。

(その他)

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成23年10月1日 23森林総研第837号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(昇給に関する経過措置)

- 2 施行日から起算して1年間は、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第6条第5項の規定による昇給については、同項中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）又はその他の能力の実証」とする。
- 3 平成24年1月1日に行われる改正後の職員給与規程第6条第5項の規定による昇給については、同項中「同日前における直近の人事評価（職員就業規則第87条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の結果及び当該人事評価の評価期間」とあるのは「平成23年1月1日から平成23年9月30日までの期間」とする。

(勤勉手当及び期末特別手当に関する経過措置)

- 4 平成23年12月に支給する勤勉手当及び期末特別手当にかかる改正後の職

員給与規程第31条第1項及び第32条第2項の規定の適用については、同各項中「人事評価」とあるのは「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

- 5 研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、業績評価（独立行政法人森林総合研究所研究職員業績評価実施規程（14森林総研第410号）第1条に規定する業績評価をいう。）が実施される職員に対する勤勉手当の取扱いについては、当分の間、改正後の職員給与規程第31条第1項及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例により行う。

（その他）

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔平成24年5月1日 24森林総研第166号〕

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成24年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成24年6月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、職員給与規程第28条第2項（同条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第5項から第7項まで、第32条第2項から第4項まで及び第6項、第37条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第38条又は附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額から第1号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を減じ、第2号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

一 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（17森林総研第1570号。以下「平成17年改正規程」という。）附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第18条第2項に規定する理

理事長が別に定める額を除く。)及び特地勤務手当(同規程第20条の規定による手当を含む。)の月額(同規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成24年4月の1月分の月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	6 級	1 号俸から 2 8 号俸まで
	7 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 2 1 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 2 号俸まで

研究職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
任期付研究員（一）俸給表		1 号俸から 3 号俸まで
任期付研究員（二）俸給表		全ての号俸
特定任期付職員俸給表		1 号俸から 3 号俸まで

二 次項の規定が平成 2 4 年 4 月 1 日から適用されていたとしたならば同項の規定により決定される号俸に基づき当該適用を受ける職員（同日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった職員及び給与を支給されなかった職員を除く。）が同月分として支給されることとなる俸給、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額合計額から、この規程による改正前の職員給与規程の規定により同月分として当該職員に支給された俸給、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額合計額を減じた額

（平成 2 4 年 5 月 1 日、平成 2 5 年 4 月 1 日及び平成 2 6 年 4 月 1 日における号俸の調整）

- 3 この規程による改正後の平成 1 7 年改正規程（以下「改正後の平成 1 7 年改正規程」という。）附則第 8 項から第 1 0 項までの規定による俸給に関する状況を考慮して、平成 2 4 年 4 月 1 日において理事長が別に定める年齢に満たない職員（平成 2 4 年 5 月 1 日においてこの規程による改正後の職員給与規程第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第 4 号から第 7 号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成 1 9 年 1 月 1 日、平成 2 0 年 1 月 1 日及び平成 2 1 年 1 月 1 日の職員給与規程第 6 条第 5 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成 2 4 年 5 月 1 日における号俸は、この項の規

定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

4 平成25年4月1日において改正後の平成17年改正規程附則第8項から第10項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年5月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

5 平成26年4月1日において改正後の平成17年改正規程附則第8項から第10項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年5月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

6 独立行政法人森林総合研究所職員就業規則第75条第1項の規定による勤務をしている職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給の月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人森林総合研究所職員就業規則第46条第1項ただし書きの規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（その他）

7 前5項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成24年10月1日 24森林総研第784号]

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 [平成24年11月1日 24森林総研第916号]

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 25 年 3 月 29 日 24 森林総研第 1481 号]

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 25 年 12 月 20 日 25 森林総研第 1058 号]

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 26 年 3 月 31 日 25 森林総研第 1440 号]

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 26 年 6 月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

2 平成 26 年 6 月に期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）が支給される職員のうち、平成 24 年 4 月 1 日から引き続き在職している者（同年 5 月 1 日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（17 森林総研第 1570 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定の適用を受けない職員に限る。）を除く。）に対する当該期末手当等の額は、第 28 条第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 5 項から第 7 項まで、第 32 条第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項、第 37 条第 1 項から第 4 項まで及び第 6 項、第 7 項若しくは第 38 条又は附則第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から、平成 26 年 6 月 1 日（当該支給される期末手当等について第 28 条第 1 項後段、第 32 条第 1 項後段又は第 37 条第 7 項の規定の適用を受ける職員にあっては、その退職をし、又は解雇にされた日）において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（第 18 条第 2 項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当（第 20 条の規定による手当を含む。）の月額（附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に 100 分の 3.67（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

俸給表	職務の級	号俸
-----	------	----

一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	6 級	1 号俸から 2 8 号俸まで
	7 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 2 1 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
研究職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
任期付研究員（一）俸給表		1 号俸から 3 号俸まで

任期付研究員（二）俸給表		全ての号俸
特定任期付職員俸給表		1号俸から3号俸まで

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則〔平成26年12月1日 26森林総研第960号〕

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第28条第4項、第31条第2項、第32条第2項及び附則第6項の改正部分を除く。次項において同じ。）は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔平成27年3月31日 26森林総研第1623号〕

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則〔平成27年12月21日 27森林総研第1241号〕

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第12条、第23条、第25条、第26条、第28条、第31条、第36条第1項、同条第2項及び別表第1から別表第7の改正部分を除く。

第４項において同じ。)は、平成２７年４月１日（以下「適用日」という。）から、第２８条及び第３１条は平成２７年１２月１日から適用する。

（俸給月額に関する特例措置）

- ３ 適用日から施行日までにおいて、職員給与規程第５条第１項の規定により定められた俸給表の適用を受ける職員のうち、次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものは、適用日から改正後の職員給与規程別表１から別表３を適用する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	１級	１号俸から９３号俸まで、再雇用職員
	２級	１号俸から２３号俸まで、再雇用職員
	３級	１号俸から７号俸まで
技術専門職員俸給表	１級	１号俸から１２１号俸まで、再雇用職員
	２級	１号俸から２６号俸まで、再雇用職員
	３級	１号俸から１８号俸まで
研究職員俸給表	１級	１号俸から５５号俸まで、再雇用職員
	２級	１号俸から３１号俸

（給与の内払）

- ４ 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（施行日前の異動者の号俸の調整）

- ５ 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 6 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(職員給与規程附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
- 7 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 8 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 9 第6項から第8項の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第28条第6項(職員給与規程第31条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)並びに附則第2項第2号から第5号までの規定の適用については、「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と国立研究開発法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程(27森林総研1241号。以下「平成27年改正規程」という。)附則第6項から第8項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 10 第6項から第8項の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第34条第2項、第35条第2項の規定の適用については、これらの規定中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と平成27年改正規程附則第6項から第8項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

- 1 1 適用日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第 1 4 条第 2 項 第 1 号	1 0 0 分の 2 0	1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第 1 4 条第 2 項 第 2 号	1 0 0 分の 1 6	1 0 0 分の 1 6 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第 1 4 条第 2 項 第 3 号	1 0 0 分の 1 5	1 0 0 分の 1 5 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第 1 4 条第 2 項 第 4 号	1 0 0 分の 1 2	1 0 0 分の 1 2 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第 1 4 条第 2 項 第 5 号	1 0 0 分の 1 0	1 0 0 分の 1 0 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第 1 4 条第 2 項 第 6 号	1 0 0 分の 6	1 0 0 分の 6 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第 1 4 条第 2 項 第 7 号	1 0 0 分の 3	1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第 1 8 条第 2 項	3 0 , 0 0 0 円	3 0 , 0 0 0 円を超えない範囲内で理事長が別に定める額

(広域異動手当に関する特例)

- 1 2 適用日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第 1 5 条第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0」とあるのは「1 0 0 分の 8」と、同項第 2 号中「1 0 0 分の 5」とあるのは「1 0 0 分の 4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 1 3 適用日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第15条第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(その他)

- 1 4 第2項から第13項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成28年3月31日 27森林総研第1694号]

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年12月1日 28森林総研第1111号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この規程（第28条第4項、第31条第2項及び附則第6項の改正規定を除く。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立研究開発法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（27森林総研第1241号）附則第6項、第7項及び第8項の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [平成29年3月31日 28森林総研第1601号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第13条第1項ただし書及び第13条第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の職員給与規程第13条第3項及び第13条第5項から第7項の規定の適

用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「一般職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、第6項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解

雇にされた日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日」とあるのは「解雇にされた日」と、第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 5 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は、第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、改正後の職員給与規程第 13 条第 1 項ただし書及び第 7 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、改正後の職員給与規程第 13 条第 3 項及び第 13 条第 5 項から第 7 項の規定の適用については、第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「一般職 8 級職員等」という。）にあつては、3,500 円）、前項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、第 5 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び

一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第 6 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇にされた日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日」とあるのは「解雇にされた日」と、第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間は、改正後の職員給与規程第 13 条第 1 項ただし書並びに第 7 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、改正後の職員給与規程第 13 条第 3 項及び第 5 項から第 7 項の規定の適用については、第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 级以上」と、「一般職 8 級職員等」とあるのは「一般職 8 级以上職員等」と、「前項第 2 号」とあるのは、「同項第 2 号」と、第 5 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第 6 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇に

された日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日」とあるのは「解雇にされた日」と、第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「一般職 8 級職員等が一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員等」とあるのは「一般職 8 級以上職員等が一般職 8 級以上職員等」と、同項第 6 号中「一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員等」とあるのは「一般職 8 級職員等」と、「が一般職 8 級職員等」とあるのは「が一般職 8 級以上職員等」とする。

附 則〔平成 29 年 11 月 30 日 29 森林機構第 082902 号〕

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程（第 28 条第 4 項、第 31 条第 2 項、第 32 条及び附則第 6 項の改正規定を除く。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立研究開発法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（27 森林総研第 1241 号）附則第 6 項、第 7 項及び第 8 項の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則〔平成 30 年 3 月 29 日 29 森林機構第 121902 号〕

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 30 年 11 月 19 日 30 森林機構第 081404 号〕

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程（第 6 条第 8 項、第 28 条第 4 項、第 31 条第 2 項及び第 32 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [平成31年3月25日 30森林機構第121508号]

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 [令和元年11月28日 元森林機構第082603号]

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 この規程（第28条第4項、第31条第2項及び第32条第2項の改正規定を除く。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [令和2年3月17日 元森林機構第121304号]

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 施行日の前日において改正前の職員給与規程第16条の規定により住居手当を支給されていた職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住居（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が別に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の職員給与規程第16条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第二号において「旧手当額」という。）の住居手当を支給する。
 - 一 改正後の職員給与規程第16条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - 二 旧手当額が改正後の職員給与規程第16条第2項の規定により算出される住居手当の月額に達しないこととなる職員

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔令和2年11月20日 2森林機構第081803号〕

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則〔令和3年3月22日 2森林機構第121804号〕

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則〔令和4年3月28日 3森林機構第1125号〕

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則〔令和4年5月30日 4森林機構第227号〕

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、この規程による改正後の職員給与規程（第一号イにおいて「新給与規程」という。）第28条第2項（同条第3項及び第4項、第2条（第一号、第二号に係る部分に限る。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第5項から第7項まで、第32条第2項から第4項まで及び第6項若しくは第37条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当等の額に、同月1日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- 一 再雇用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イからエまでに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与規程第28条第2項に規定する特定管理職員（次号イにおいて「特定管理職員」という。） 107.5分の15

ウ 新給与規程第5条第1項第7号に規定する指定職員
162.5分の10

エ 新給与規程第28条第4項に規定する任期付研究員及び特定任期付職員
167.5分の10

二 再雇用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

(その他)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則〔令和4年11月29日 4森林機構第718号〕

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 この規程（第28条第4項、第31条第2項及び第32条第2項の改正規定を除く。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則〔令和5年3月27日 4森林機構第1076号〕

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - 一 臨時的職員その他の規定により任期を定めて採用される職員及び常勤を要しない職員

- 二 職員就業規則第19条の3第1項又は第2項の規定により職員就業規則第19条の2第1項に規定する異動期間（職員就業規則第19条の3第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された職員就業規則第19条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- 4 就業規則第19条の2第3項に規定する他の役職への降任等をされた職員であって、当該他の役職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 7 附則4項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任命の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 8 附則第4項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する第28条

第6項（第31条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による俸給の額との合計額」とする。

9 附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する職員の任免に関する規程第47条の規定の適用については、同規程第47条中「該当する降任」とあるのは「該当する降任及び職員給与規程附則第2項の規定による降任」とする。

10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による俸給月額、附則第4項の規定による俸給その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則〔令和5年11月29日 5森林機構第796号〕
（施行期日）

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

2 この規程（第28条第2項から第4項まで、第31条第2項及び第32条第2項の改正規定を除く。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する

（給与の内払）

3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則〔令和6年3月27日 5森林機構第1156号〕
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則〔令和6年12月27日 6森林機構第897号〕
（施行期日）

1 この規程は、令和7年1月1日から施行する。

2 この規程（第28条第2項から第4項まで、第31条第2項及び第32条第2項の改正規定を除く。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する

3 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第28条第2項から第2項まで、第31条第2項及び第32条第2項の

改正規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則〔令和 7 年 3 月 2 5 日 6 森林機構第 1 1 5 8 号〕

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（号俸の切替え）

- 2 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第 1 から別表第 3 までの俸給表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（施行日前の異動者の号俸の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 施行日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の職員給与規程第 1 3 条の規定の適用については、同条第 1 項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員に対しては」と、同条第 2 項中「五 重度心身障害者」とあるのは

「五 重度心身障害者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第 3 項中「1 3, 0 0 0 円」とあるのは「1 1, 5 0 0 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3, 0 0 0 円

とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 施行日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の職員給与規程第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、職員給与規程で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で職員給与規程で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、理事長が別に定める。
- 6 理事長は、前項前段の職員給与規程を定めるに当たっては、当該職員給与規程で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員的生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。
- 7 施行日から令和10年3月31日までの間における改正後の職員給与規程第15条第4項の規定の適用については、改正後の職員給与規程第15条第4項中「前条の規定」とあるのは「前条の規定又は附則第6項」とする。

(施行日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置)

- 8 施行日の前日までに改正前の職員給与規程第14条第4項若しくは第5項に規定する異動等のあった職員又は同日までに地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、改正後の職員給与規程第14条第4項本文中「前2項の規定」とあるのは「前2項の規定又は附則第6項」と、「から3年」とあるのは「から2年」と、「変更により」とあるのは「変更又は附則第6項の職員給与規程で定める級地の区分、同項の職員給与規程で定める割合若しくは同項後段の理事長が別に定める級地の変更により」と、同項ただし書中「から3年」とあるのは「から2年」と、「変更」とあるのは「変更又は附則第6項の職員給与規程で定める級地の区分、同項の職員給与規程で定める割合若しくは同項後段の理事長が別に定める級地の変更」と、同項中
 - 「2 当該移動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - 3 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合」

とあるのは「2 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」と、同条第5項本文中「から3年」とあるのは「から2年」と、同項ただし書中「から3年」とあるのは「から2年」と、同項中

「2 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 給与法によるみなし特例支給割合に100分の80を乗じて得た割合

3 当該採用の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 給与法によるみなし特例支給割合に100分の60を乗じて得た割合」

とあるのは「2 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 給与法による支給割合に100分の80を乗じて得た割合」として、同条の規定を適用する。

- 9 施行日から令和10年3月31日までの間に改正後の職員給与規程第14条第4項若しくは第5項に規定する異動等のあった職員又は当該期間に地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、改正後の職員給与規程第14条第4項本文中「変更により、」とあるのは「変更又は附則第6項の職員給与規程で定める級地の区分、同項の職員給与規程で定める割合若しくは同項後段の理事長が別に定める級地の変更により、」と、同項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「変更」とあるのは「変更又は附則第6項の職員給与規程で定める級地の区分、同項の職員給与規程で定める割合若しくは同項後段の理事長が別に定める級地の変更」として、同条の規定を適用する。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 10 改正後の職員給与規程第17条第4項及び第18条第3項の規定は、施行日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再雇用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 11 施行日以後に新たに再雇用職員及び再雇用短時間勤務職員（以下この項及び次項において「再雇用職員等」という。）に対して適用されることとなる職員給与規程第20条の規定は、施行日以後に同条第1項に規定する異動をした再雇用職員等又は施行日以後に同項に規定する事務所の移転があった再雇用職員等について適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

- 12 この項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

ろによる。

- 一 旧寒冷地等在勤等職員 改正前の職員給与規程別表第8に掲げる地域に在勤する職員、再雇用短時間勤務職員であるものをいう。
- 二 新寒冷地等在勤等職員 改正後の職員給与規程別紙第8に掲げる地域に在勤し、改正後の職員給与規程第33条（以下各号及び第15項において「改正後の寒冷地手当」という。）第1項に掲げる職員のいずれかに該当する職員であるものをいう。
- 三 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であって、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。
- 四 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 基準日（改正後の寒冷地手当第1項に規定する基準日をいい、その属する月が令和7年11月から令和9年3月までのものに限る。以下この条において同じ。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であった者（再雇用職員にあつては、施行日の前日に常時勤務に服する職員であった者に限る。）をいう。
- 五 みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷地等在勤等職員につき、改正後の寒冷地手当別表に規定する4級地をその地域の区分（改正後の寒冷地手当第2項に規定する地域の区分をいう。）と、基準日におけるその基準世帯等区分（当該者の施行日の前日以降における世帯等の区分（同項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、同項の表4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第1項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

- 13 継続特定旧寒冷地等在勤等職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の寒冷地手当第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和7年11月から令和8年3月まで	6,600円
令和8年11月から令和9年3月まで	13,200円

- 14 改正後の寒冷地手当第3項及び第4項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、改正後の寒冷地手当第3項中「、前項」とあるのは「、附則第13項」と、改正後の寒冷地手当

第４項中「前２項」とあるのは「附則第１３項」と読み替えるものとする。

- １５ 前２項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であって、施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であったもの（前２項の規定により寒冷地手当を支給される者を除き、再雇用職員にあっては、施行日の前日に常時勤務に服する職員であった者に限る。）に対しては、改正後の寒冷地手当第１項及び第２項の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、前２項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

附則別表 号俸の切替表（附則第２項関係）

ア 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新号俸							
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
１	１	１	１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１	１	１	１
６	２	１	１	１	１	１	１	１
７	３	１	１	１	１	１	１	１
８	４	１	１	１	１	１	１	１
９	５	１	１	１	１	１	１	１
１０	６	２	２	１	１	１	１	２
１１	７	３	３	１	１	１	１	２
１２	８	４	４	１	１	１	１	２
１３	９	５	５	１	１	１	１	２
１４	１０	６	６	２	１	１	１	３
１５	１１	７	７	３	１	１	１	３
１６	１２	８	８	４	１	１	１	３
１７	１３	９	９	５	１	１	１	３
１８	１４	１０	１０	６	２	１	２	３
１９	１５	１１	１１	７	３	１	２	４
２０	１６	１２	１２	８	４	１	２	４
２１	１７	１３	１３	９	５	１	２	４

22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			

59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							

97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

イ 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7

16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44

53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	

91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		

128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ウ 研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3
17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4
21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	

27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	
44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	
54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	

65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66			
75	67			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			

附 則〔令和 7 年 5 月 1 5 日 7 森林機構第 2 2 7 号〕

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1 一般職員俸給表（第5条第1項第1号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
1 0	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
1 1	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
1 2	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
1 3	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
1 4	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
1 5	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
1 6	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
1 7	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
1 8	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
1 9	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
2 0	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
2 1	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
2 2	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
2 3	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
2 4	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
2 5	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
2 6	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
2 7	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
2 8	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
2 9	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
3 0	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
3 1	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
3 2	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
3 3	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
3 4	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
3 5	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
3 6	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
3 7	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
3 8	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
3 9	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
4 0	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
4 1	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
4 2	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
4 3	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
4 4	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			

4 5	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
4 6	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
4 7	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
4 8	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
4 9	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
5 0	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
5 1	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
5 2	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
5 3	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
5 4	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
5 5	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
5 6	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
5 7	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
5 8	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
5 9	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
6 0	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
6 1	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
6 2	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
6 3	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
6 4	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
6 5	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
6 6	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
6 7	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
6 8	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
6 9	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
7 0	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
7 1	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
7 2	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
7 3	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
7 4	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
7 5	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
7 6	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
7 7	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
7 8	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
7 9	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
8 0	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
8 1	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
8 2	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
8 3	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
8 4	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
8 5	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
8 6	256,000	297,100	346,000							
8 7	256,300	297,400	346,400							
8 8	256,600	297,700	346,800							
8 9	256,900	298,000	347,000							
9 0	257,200	298,300	347,400							
9 1	257,500	298,600	347,800							
9 2	257,800	299,000	348,200							
9 3	258,100	299,200	348,400							
9 4		299,400	348,800							
9 5		299,700	349,200							
9 6		300,100	349,500							

9 7		300,300	349,800							
9 8		300,600	350,200							
9 9		301,000	350,600							
1 0 0		301,400	351,000							
1 0 1		301,600	351,500							
1 0 2		301,900	351,900							
1 0 3		302,200	352,300							
1 0 4		302,500	352,700							
1 0 5		302,700	353,200							
1 0 6		303,000	353,600							
1 0 7		303,300	353,900							
1 0 8		303,600	354,200							
1 0 9		303,800	354,700							
1 1 0		304,200								
1 1 1		304,600								
1 1 2		304,900								
1 1 3		305,100								
1 1 4		305,300								
1 1 5		305,600								
1 1 6		306,000								
1 1 7		306,200								
1 1 8		306,400								
1 1 9		306,700								
1 2 0		307,000								
1 2 1		307,400								
1 2 2		307,600								
1 2 3		307,900								
1 2 4		308,200								
1 2 5		308,500								
再雇用職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 1 他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 技術専門職員俸給表（第5条第1項第2号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800

4 7	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
4 8	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
4 9	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
5 0	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
5 1	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
5 2	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
5 3	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
5 4	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
5 5	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
5 6	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
5 7	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
5 8	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
5 9	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
6 0	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
6 1	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
6 2	240,200	259,100	287,600	313,800	
6 3	240,500	259,500	288,200	314,400	
6 4	240,700	259,800	288,800	315,000	
6 5	240,900	260,100	289,300	315,600	
6 6	241,200	260,400	289,800	316,000	
6 7	241,500	260,700	290,300	316,500	
6 8	241,700	260,900	290,800	317,000	
6 9	241,900	261,100	291,300	317,300	
7 0	242,200	261,400	291,800	317,800	
7 1	242,500	261,700	292,200	318,300	
7 2	242,700	261,900	292,600	318,700	
7 3	242,900	262,100	293,000	318,900	
7 4	243,200	262,400	293,400	319,200	
7 5	243,500	262,700	293,800	319,400	
7 6	243,700	262,900	294,200	319,700	
7 7	243,900	263,100	294,600	320,000	
7 8	244,200	263,400	295,000	320,300	
7 9	244,500	263,700	295,400	320,600	
8 0	244,700	263,900	295,900	320,800	
8 1	244,900	264,100	296,200	321,000	
8 2	245,200	264,400	296,700	321,300	
8 3	245,400	264,700	297,200	321,600	
8 4	245,700	264,900	297,700	321,800	
8 5	245,900	265,100	298,000	322,000	
8 6	246,100	265,300	298,500	322,300	
8 7	246,400	265,600	299,000	322,600	
8 8	246,700	265,900	299,300	322,900	
8 9	246,900	266,100	299,700	323,100	
9 0	247,200	266,300	300,200	323,400	
9 1	247,500	266,600	300,700	323,700	
9 2	247,700	266,800	301,200	323,900	
9 3	247,900	267,100	301,500	324,100	
9 4	248,200	267,400	301,900	324,400	
9 5	248,500	267,700	302,400	324,700	
9 6	248,700	267,900	302,900	324,900	
9 7	248,900	268,100	303,300	325,100	

9 8	249,200	268,400	303,700		
9 9	249,500	268,600	304,000		
1 0 0	249,700	268,900	304,300		
1 0 1	249,900	269,100	304,600		
1 0 2	250,200	269,300	305,000		
1 0 3	250,500	269,600	305,300		
1 0 4	250,700	269,900	305,700		
1 0 5	250,900	270,100	306,000		
1 0 6		270,300	306,400		
1 0 7		270,600	306,800		
1 0 8		270,800	307,100		
1 0 9		271,100	307,300		
1 1 0		271,400	307,600		
1 1 1		271,700	307,900		
1 1 2		271,900	308,100		
1 1 3		272,100	308,300		
1 1 4		272,400	308,600		
1 1 5		272,600	308,900		
1 1 6		272,800	309,100		
1 1 7		273,100	309,300		
1 1 8		273,400	309,600		
1 1 9		273,700	309,900		
1 2 0		273,900	310,100		
1 2 1		274,100	310,300		
1 2 2		274,300	310,600		
1 2 3		274,600	310,900		
1 2 4		274,900	311,100		
1 2 5		275,100	311,300		
1 2 6		275,300	311,600		
1 2 7		275,600	311,900		
1 2 8		275,900	312,100		
1 2 9		276,100	312,300		
1 3 0		276,300			
1 3 1		276,600			
1 3 2		276,900			
1 3 3		277,100			
1 3 4		277,300			
1 3 5		277,600			
1 3 6		277,900			
1 3 7		278,100			
再雇用職員	197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、自動車運転手、木工、林業作業等その他これに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第3 研究職員俸給表（第5条第1項第3号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500	552,600
2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	559,800
3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	565,100
4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	569,600
5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	573,600
6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	576,600
7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000	578,800
8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900	580,800
9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700	
10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800	
11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100	
12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600	
13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600	
14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600	
15	208,600	265,100	349,900	395,900		
16	210,400	267,300	350,900	397,400		
17	212,100	269,500	352,000	398,900		
18	213,900	271,900	353,300	400,500		
19	215,700	274,300	354,500	402,100		
20	217,500	276,700	355,700	403,800		
21	219,300	279,000	356,900	405,000		
22	221,100	281,100	358,000	406,400		
23	222,800	283,200	359,100	407,800		
24	224,500	285,200	360,200	409,100		
25	226,200	287,200	361,300	410,400		
26	228,300	289,100	362,300	411,700		
27	230,200	291,000	363,300	413,200		
28	232,100	292,900	364,300	414,700		
29	234,000	294,800	365,200	415,900		
30	235,100	296,300	366,100	417,100		
31	236,200	297,800	366,900	418,700		
32	237,300	299,300	367,700	420,200		
33	238,700	300,800	368,400	421,500		
34	240,200	302,300	369,200	422,900		
35	241,700	303,800	370,000	424,300		
36	243,200	305,200	370,800	425,700		
37	244,700	306,600	371,600	427,100		
38	246,300	307,500	372,400	428,500		
39	247,900	308,400	373,200	429,900		
40	249,500	309,300	374,000	431,300		
41	251,100	310,100	374,800	432,400		
42	252,600	310,600	376,100	433,700		
43	254,100	311,100	377,400	435,100		
44	255,600	311,600	378,600	436,400		
45	257,100	312,100	379,300	437,200		
46	258,400	312,600	380,300	438,000		

4 7	259,600	313,100	381,100	438,900		
4 8	260,800	313,600	381,800	439,800		
4 9	262,000	314,000	382,500	440,600		
5 0	263,100	314,500	383,200	441,400		
5 1	264,200	315,000	383,900	442,000		
5 2	265,300	315,500	384,600	442,800		
5 3	266,400	315,900	385,200	443,200		
5 4	267,500	316,400	385,900	443,800		
5 5	268,500	316,800	386,700	444,300		
5 6	269,500	317,200	387,500	444,800		
5 7	270,500	317,600	388,100	445,300		
5 8	271,200	318,000	388,900			
5 9	271,800	318,400	389,600			
6 0	272,400	318,800	390,300			
6 1	273,000	319,200	390,900			
6 2	273,600	319,800	391,600			
6 3	274,200	320,400	392,300			
6 4	274,800	321,000	393,000			
6 5	275,400	321,500	393,700			
6 6	276,000	322,100	394,300			
6 7	276,600	322,700	394,900			
6 8	277,200	323,300	395,600			
6 9	277,800	323,800	396,300			
7 0	278,500	324,400	396,800			
7 1	279,200	325,000	397,400			
7 2	279,900	325,600	398,000			
7 3	280,500	326,100	398,500			
7 4	281,200	326,800	399,100			
7 5	281,900	327,500	399,700			
7 6	282,600	328,200	400,200			
7 7	283,200	328,900	400,700			
7 8	283,900	329,600	401,200			
7 9	284,600	330,300	401,700			
8 0	285,200	331,000	402,400			
8 1	285,800	331,700	402,800			
8 2	286,500	332,500				
8 3	287,200	333,200				
8 4	287,800	333,800				
8 5	288,400	334,300				
8 6	289,100	334,800				
8 7	289,800	335,200				
8 8	290,400	335,600				
8 9	291,000	335,900				
9 0	291,700	336,400				
9 1	292,400	336,800				
9 2	293,000	337,200				
9 3	293,600	337,500				
9 4	294,300	337,900				
9 5	294,900	338,300				
9 6	295,500	338,700				
9 7	295,800	339,200				

9 8	296,400	339,700				
9 9	297,000	340,200				
1 0 0	297,500	340,700				
1 0 1	298,000	341,200				
1 0 2	298,400	341,700				
1 0 3	298,800	342,200				
1 0 4	299,200	342,700				
1 0 5	299,600	343,100				
1 0 6	300,100	343,500				
1 0 7	300,600	344,000				
1 0 8	300,900	344,400				
1 0 9	301,100	344,900				
1 1 0	301,500	345,300				
1 1 1	301,800	345,700				
1 1 2	302,000	346,100				
1 1 3	302,300	346,600				
1 1 4	302,600	347,000				
1 1 5	302,900	347,400				
1 1 6	303,200	347,800				
1 1 7	303,500	348,300				
1 1 8	303,800	348,700				
1 1 9	304,000	349,100				
1 2 0	304,300	349,500				
1 2 1	304,600	349,900				
再雇用職員	221,800	263,600	288,600	331,400	390,600	530,400

備考 1 専門的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員（職員就業規則第5条第1項第1号及び第2号の規定により採用された者を除く。）に適用する。

2 3級及び4級の最高号俸以上の俸給を受ける職員の昇給については、昇給区分がAの者は枠外2（最高号俸とその1号俸下位の号俸との差額に2を乗じた額を加えた額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給を、昇給区分がBの者は、枠外1（最高号俸とその1号俸下位の号俸との差額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給をさせるものとする。枠外は8を超えないものとする。

別表第4 任期付研究員（一）俸給表（第5条第1項第4号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	4 1 4, 0 0 0
2	4 7 5, 0 0 0
3	5 3 8, 0 0 0
4	6 2 1, 0 0 0
5	7 2 2, 0 0 0
6	8 2 4, 0 0 0
7	9 2 6, 0 0 0
8	1, 0 2 8, 0 0 0
9	1, 1 3 0, 0 0 0
1 0	1, 1 9 1, 0 0 0

備考 職員就業規則第5条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第5 任期付研究員（二）俸給表（第5条第1項第5号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	3 4 6, 0 0 0
2	3 8 2, 0 0 0
3	4 1 0, 0 0 0

備考 職員就業規則第5条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第6 特定任期付職員俸給表（第5条第1項第6号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	3 9 2, 0 0 0
2	4 4 0, 0 0 0
3	4 9 2, 0 0 0
4	5 5 5, 0 0 0
5	6 3 4, 0 0 0
6	7 4 0, 0 0 0
7	8 6 4, 0 0 0

備考 職員就業規則第5条第1項第3号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第7 指定職員俸給表（第5条第1項第7号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	5 2 5, 0 0 0
2	5 8 3, 0 0 0
3	6 4 6, 0 0 0
4	7 1 6, 0 0 0

備考 理事長が別に定める職員に適用する。

別表第 8（第 3 3 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項関係）

地域の区分	地 域
2 級 地	北海道札幌市、江別市
4 級 地	青森県青森市、岩手県盛岡市、滝沢市、 山形県山形市、東根市 新潟県十日町市、 長野県北佐久郡